

指定 第1号通所事業 ハピネスやくらの運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定第1号通所事業(以下『事業』という)ハピネスやくらの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態の発生を出来る限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態にあってもその悪化を出来る限り防ぐこと、さらには軽減をめざすことを目的とする。

2 単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質(QOL)の向上を目指す。

3 支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていく事で、自立意欲の向上につなげていく事を目指す。

(運営の方針)

第3条 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 サービス提供に当たり、心身機能の改善等を通じて、利用者が出来る限り要介護状態とならないで、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを、常に意識してサービスの提供に当たる。

4 利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。

5 サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけを行う。

6 総合事業目標と各サービス事業等の目的や目標を、地域包括支援センターや利用する高齢者自身を含めた地域住民、介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、地縁組織、NPO等関係する組織等と共有していく。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 ハピネスやくら

(2) 所在地 青森県八戸市大字八幡字下樋田1番1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

職 種	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1 名	従業者及び業務の管理（生活相談員と兼務）
生 活 相 談 員	1 名以上	利用者・家族の相談援助、関係期間との調整
看 護 職 員	1 名以上	医療・保健衛生・機能訓練に関する業務
機 能 訓 練 指 導 員	1 名以上	機能訓練に関する業務
介 護 職 員	3 名以上	利用者に関するお世話

※従業者は通常規模型通所介護と兼務する

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営 業 日 月曜日～金曜日
- ② 営業時間 8:00～17:30
- ③ サービス提供時間 10:00～13:15

(事業の利用定員)

第 7 条 事業の利用定員は、次の通りとする。

25人まで(通常規模型通所介護含む)

(事業の内容)

第 8 条 事業のサービスの内容は、次の通りとする。

- ① 食事の提供
- ② 居宅と事業所間の送迎
- ③ 入浴介助
- ④ 運動器機能向上活動
- ⑤ 日常生活上相談、援助等
- ⑥ アクティビティ

(通常の事業の実施範囲)

第 9 条 八戸市

(利用料その他の費用の額)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、八戸市が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

- 2 その他、日常生活で係る費用の徴収が必要となった場合は、事前に文書により、利用者・家族に説明し支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。同意を得たものに限り実費額を徴収する。

	料 金
昼食	660
オムツ・リハビリパンツ	150
尿取りパット	50

（第1号通所事業計画の作成）

第11条 事業計画の作成に当たっては、主治医やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身状況、その置かれている環境等、日常生活全般の状況の的確な把握を行うこととする。

- 2 事業計画の内容については、利用者又は家族に内容を説明・同意を得た上で交付する。
- 3 モニタリングの結果を記録し、介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防ケアマネジメント事業者に報告する。

（利用者側が通所介護の提供を受ける際に留意すべき事項）

第12条 設備、器具は本来の用法に従って利用する。

- 2 喫煙は決められた場所以外では行わない。
- 3 飲酒は常識の範囲内で行う。
- 4 対人、対物に危害を加たり、迷惑な騒音を発せられる場合は、契約解除になる場合がある。
- 5 所持品は原則的に利用者自身の管理となる。
- 6 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

（緊急時における対応方法）

第13条 サービス提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医、救急隊、ご家族、関係機関へ連絡を行う。

（秘密保持等）

第14条 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であったものが正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

（苦情に対する対応）

第15条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

- 2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。
- 3 場合により関係機関等に報告する。

（事故発生時の対応方法）

第16条 事故防止のため定期的に研修を行う。

- 2 事故が発生した場合、速やかに市、ご家族、関係機関等に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をおこなう。

（身体拘束に関する対応）

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（虐待の防止に関する対応）

第18条 虐待の発生又は、再発を防止するための対策を講じる。

- （1） 虐待防止のための委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- （2） 虐待防止のための指針を整備する。
- （3） 職員に対し年2回以上、研修を行う。
- （4） 適切に実施するための担当者は管理者とする。
- （5） その他虐待防止のために必要な措置を行う。

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

（業務継続計画に関する事項）

第19条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して当該事業所の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理等）

第20条 感染症の予防及びまん延防止対策を行う。

- （1） 感染症及びまん延防止のための委員会を、定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- （2） 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3） 職員に対し研修及び訓練を年1回以上行う。

（ハラスメントに関する対応）

第21条 個人の人格や尊厳を侵害する言動や、肉体的または精神的苦痛を与えるなどの人権を侵害する一切の行為をハラスメントとする。

- 2 利用者・家族・職員による、ハラスメントに関する行為（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント・カスタマーハラスメント）が発生した場合は、総括責任者へ報告し、ハラスメント対策活動指針に沿って、事実確認を迅速かつ正確に行い、必要な措置を講じる。

（記録の整備）

第22条 事業者は利用者に対する通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(非常災害対策)

第23条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は併設事業所の従事者を当て、火元責任者には事業所管理者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・ 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年4回以上

(附則) この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。